

公有地利活用方針・個別方針について

○対象公有地

| | |
|-----|---|
| 所在地 | 倶知安町南4条東1丁目7番12、倶知安町南4条東1丁目9番、 倶知安町南5条東1丁目8番1 |
| 面積 | 倶知安町南4条東1丁目7番12 301.94㎡ 倶知安町南4条東1丁目9番 859.53㎡ 倶知安町南5条東1丁目8番1 1,632.15㎡ 計 2,793.62㎡ |
| 位置図 | 別添のとおり |
| 財産名 | 旧測候所跡地 |

○個別方針について

| | |
|----------------------|--|
| 当該地の現状 | 旧みなみ保育所跡地の南西側に位置する約2,800㎡で、3筆により構成されている。現状は地域の堆雪場となっており、町の事業執行による活用は予定していないところである。 |
| 公有地利活用方針に定める個別方針について | 区割り分譲については接道条件から難しく、活用するならば基本的に一団地での活用を想定する。 |
| 個別方針に定める基本事項について | <p>①保有継続、売却処分、貸付け等の利活用の方向性に関する事項 旧みなみ保育所跡地の近接地である当該地については、要望の多い高齢者住宅（地域優良賃貸住宅整備事業など）の建設などを想定し、今後においても町で継続して保有することとし、必要に応じ、有償・無償の貸付により活用していくこととする。</p> <p>②保有を継続する場合の利活用方法に関する事項 有償又は無償の貸付を行う</p> <p>③貸付する場合の貸付方法に関する事項 地域優良賃貸住宅整備事業など、町の施策推進に大きく貢献する事業については無償貸付などを検討（有期の定期借地権含め）、或いは有償による貸付を行う。</p> <p>④売却する場合の処分方法に関する事項 活用する場合は貸付とする。</p> <p>⑤随意契約による処分の可否及び相手先に関する事項 活用する場合は貸付とする。</p> <p>⑥その他資産の利活用を図るうえで必要な事項 地域の堆雪場として活用されていることから、例えば高齢者住宅を建設する場合などにおいても、一部堆雪場を残すなどの利用方法を考慮すべきか。</p> |